

令和2年4月18日

お客様各位

臨時休館中の諸届手続きについて

あすなろスイミングスクール四日市

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの対応につきまして、政府の緊急事態宣言による要請を受け、4月20日（月）～5月6日（水）の間、臨時休館とさせていただきます。

つきましては、臨時休館中の各諸届手続きについて、下記の通りとさせていただきます。

敬具

記

○臨時休館中の各諸届手続きについて

臨時休館中、5月以降の各諸届はすべてお電話のみの対応とさせていただきます。お電話で仮受付としてお手続きし、5月7日（木曜日）以降に一度ご来館頂き、フロントにて本手続きをお願いいたします。

各諸届の締め切り日に変更はございませんので、期日前にお電話をお願いいたします。

5月分の各諸届の手続き期日

諸届	期日	備考
退会届	4月20日	・期日までにお電話で仮受付を行い、5月7日以降にフロントにて本手続きをお願いいたします。
休会届	4月28日	・期日までにお電話で仮受付を行い、5月7日以降にフロントにて本手続きをお願いいたします。 ・5月の月会費は引き落とされますが、復会月の月会費へ充当させていただきます。
コース変更	4月28日	・期日までにお電話で仮受付を行い、5月7日以降初回ご利用時にフロントにて本手続きをお願いいたします。

(次ページに続く)

○臨時休館中の電話窓口の営業時間について

臨時休館中の諸届の仮受付や、お問い合わせをお受けする電話窓口の営業は以下の通りとさせていただきます。営業日は年度初に配布のカレンダー通りですが、営業時間が縮小となりますのでご注意ください。

電話窓口の営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (毎週日曜日、4月29日～30日、5月4日～6日は休み)
営業時間	10:00～12:00及び13:00～17:00

以上